

(仮訳：本文は英文)

日本の残留農薬基準の検査強化に関する、
日本国厚生労働省と米国政府関係機関の覚書

米国関連当局 (USRA)¹と日本国厚生労働省 (以下、「双方」という。)は、食品安全と農産物貿易に適用されるそれぞれの法・規制及び手続きを容認、尊重するとともに、

双方は、WTO-SPS 協定に基づく、互いの政府の権利と義務を確認し、

USRA は、米国園芸農作物 (果実、種実、野菜) の生産者、輸出者及び出荷者による日本の残留農薬基準違反を廃絶し、また、米国の農薬管理プログラムを考慮し、貿易上の混乱を最小化するため、厚生労働省と共に作業を行うことを堅く約束する。

それ故、双方は次の措置をとることとした。

- 1) 米国園芸農作物について、厚生労働省により残留農薬基準違反が確認され、かつ、米国残留農薬基準が日本の残留農薬基準と同等若しくは厳しい場合
 - a) 厚生労働省は、米国における残留農薬に係る規制及びその実施状況を考慮し、残留農薬基準に違反する産品を輸出した特定の生産者、輸出者及び出荷者に対して対策を適用し、いかなる事例においても業界全体に対する措置を行わない。
 - b) USRA は、日本での残留農薬基準違反に関し、関連する業界団体との情報共有を推進する。
- 2) 米国園芸農作物について、厚生労働省により残留農薬基準違反が確認され、かつ、米国残留農薬基準が日本の残留農薬基準より緩い場合。
 - I. 個別の生産者、輸出者又は出荷者に対して強化された試験・検査体制を導入又は解除する条件
 - a) 厚生労働省は、厚生労働省の規定である「輸入食品監視指導計画」に従い、問題となった園芸農産物の生産者、輸出者又は出荷者に対し強化された試験・検査体制を実施する。
 - b) 初回の違反以降の強化された試験・検査体制を迅速に解除するため、違反となった生産者、輸出者又は出荷者は、法令遵守計画を提出する。法令遵守計画は、特定の管理対策が含まなければならない。

¹ この覚書の目的において、米国政府関係とは米国農務省と米国環境保護庁を意味するものとする。

- c) 法令遵守計画の評価の後、仮にこれが厚生労働省に受け入れた場合、厚生労働省は違反となった生産者、輸出者又は出荷者を強化された試験・検査体制から除外する。
- d) USRA は、日本での残留農薬基準違反に関する業界団体との情報共有を推進する。

II. 業界全体に対する強化された試験・検査体制の導入と除外の条件

- a) 厚生労働省は、業界全体に対する規制の導入前に、米国の複数の輸出者から、リスクベース手法に基づき、適切な数のサンプルにより違反の実例を集めるものとする。
 - b) 仮に、法令遵守計画が生産者、輸出者又は出荷者若しくは関連団体より提出され、厚生労働省が十分と見なした場合、厚生労働省は業界全体に対する検査から、対象となる園芸農産物を除外する。
 - c) USRA は、日本での残留農薬基準違反に関する業界団体との情報共有を推進する。
- 3) 双方は、求めに応じ、この覚書に基づく協力の効果的な実施について協議するものとする。また、双方は、この覚書が同様に重要な目的である食品安全と貿易とを促進するような方法で適用されていない場合、この文書の実施に関する協議を要求する権利を有する。
- 4) この覚書に基づく協力は、署名日より効力を有する。
- 5) この覚書に関する一義的な連絡担当者は、厚生労働省及び在京米国大使館とする。

2009年7月24日東京に於いて、同年7月28日
ワシントン D.C.に於いて署名

日本国厚生労働省

日米通商代表部